

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4 月から月額が変更となります

児童扶養手当		平成 31 年 3 月分までの手当額 (改定前)	平成 31 年 4 月分からの手当額 (改定後)
本体額	全部支給	42,500円	42,910円
	一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円
特別児童扶養手当		平成 31 年 3 月分までの手当額 (改定前)	平成 31 年 4 月分からの手当額 (改定後)
1 級		51,700円	52,200円
2 級		34,430円	34,770円

各種手当など

年金のお知らせ

◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成 31 年度の国民年金保険料は、月額 1万6410円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得

な口座振替もあります。保険料の納め忘れがある

月前納でも8000円の割引になります。

と、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる

口座振替およびクレジットカード納付による平成 31 年 4 月からの前納の新規申込みは終了して

ますが、現金（納付書）に納めましょう。

での納付はまだ間に合いますので、青梅年金事務所へ問い合わせください。

◇国民年金保険料の納付は、前納がお得です！

*保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払い

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410

と比べて2年前納なら1万4520円、1年前納なら3500円、6か

手帳4度の方

心身障害者福祉手当など支払いのお知らせ

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいづれかの程度

◎町制度 月額 6400円

の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。ただし、所得制限

*身障手帳4級の方

があります。

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

◎都制度 月額 1万5500円

町制度 月額 5000円

*身障手帳1・2級、愛の手帳1〜3度の方など

*平成30年12月〜31年3月分を4月15日(月)に

◎町制度 月額 1万6000円

指定口座に振り込みます。

②愛の手帳で1度から4

指定口座に振り込みます。